様式第５号

保護者記入用

つくば市長　宛て

医療的ケア児の保育に関する同意書

１　保育利用について

(1) 保育の利用日及び利用時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の１日８時間（担当看護師が対応可能な時間帯）を原則とします。

(2) 保護者は、入所申請前に「医療的ケアに関する主治医の意見書」（様式第１号）及び「保育所における医療的ケアの実施に係る相談票」（様式第２号）を幼児保育課に提出し、集団保育の実施について審査を受けます。

(3) 保護者は、毎年度「医療的ケア依頼書」（様式第６号）及び「医療的ケア指示書」（様式第７号）を幼児保育課に提出し、集団保育及び保育所における医療的ケアの実施についての継続審査を受けます。

２　医療的ケアについて

(1) 市が発行する「医療的ケア実施決定通知書」（様式第８号）に記載された決定内容に従って、担当看護師による医療的ケアを実施します。医療的ケアの開始に係る手続が完了するまでの間に保育利用を希望する場合は、保護者が付き添って登園し、医療的ケアを実施する必要があります。

(2) 保育所において医療的ケアを実施する上で主治医の指導又は助言が必要となる場合、担当看護師等が保護者の受診に同行し、主治医との相談を行うことがあります。

(3) 保育所では、関係法令及び主治医の指示書等に基づいて、医療的ケア及び緊急時の対応を行います。

(4) 保護者は、児童の医療的ケアの内容に変更があった場合、その内容を速やかに保育所長に報告するとともに、「医療的ケア依頼書」（様式第６号）、「医療的ケア指示書」（様式第７号）を幼児保育課に提出し、集団保育の実施についての継続審査を受けます。

(5) 保育所において医療的ケアを実施するに当たって、必要文書の発行に要する費用等、医療的ケアの実施手続に要する経費については保護者負担となります。

(6) 保護者は、医療的ケアの実施に必要な医療機器、医療用具、医薬品及び消耗品等を不足なく準備、点検及び整備し、登園時、保育所長に受け渡します。また、使用後の物品は原則家庭に持ち帰ります。

３　ならし保育について

　児童が新しい環境に慣れるとともに医療的ケアを安全に実施するために、初日から一定の期間、ならし保育を実施します（必要に応じて、保護者付き添いのもと登園します）。期間及び保育時間については、保育所長と相談の上定めます。児童の様子や状態によっては、この間の保育時間が短縮されたり、期間が延長・短縮されたりする場合があります。

４　体調管理及び保育の利用中止等について

(1) やむを得ない事情により担当看護師が勤務できない場合には、あらかじめ保護者等に保育中の医療的ケアが実施できない旨を説明し、保護者等に付き添いをお願いすることがあります。また、保育中の医療的ケア実施の体制が取れない場合は、保育の利用ができないことがあります。

(2) 登園前には健康観察を行ってください。顔色、動作、食欲、体温等がいつもと違い、体調が悪いときには、保育の利用を控えてください。

(3) 発熱、下痢、嘔吐、けいれん重積等の体調不良の場合や、熱がなくても感染症の疑いがある場合は、保護者等に連絡するため、必ず連絡が取れるようにしてください。また、体調不良により保育の継続が困難と判断した場合には、利用時間の途中であっても保育の利用を中止し、保護者等による児童の引き取りをお願いします。

(4) 集団保育の場では、感染症にかかるリスクが高くなることも予想されます。保育所内で感染症が一定数以上発生した場合、保育所からの情報により、保護者等が保育を利用するかどうか判断してください。また、保育所長の判断で保育の利用を控えていただく場合があります。

(5) 保育所が必要と認める時には、主治医等を受診してください。なお、その費用は保護者等の負担となります。

(6) 児童の病態の変化等により、市が規定する医療的ケアの内容以外の医療的ケアが必要となった場合で、内容変更後の医療的ケアの実施又は集団保育の継続が適当でないと判断された場合は、原則として退所となります。また、保育所の人員、施設又は設備の状況により、当該保育所での児童の受入れができなくなる場合があります。

５　緊急時及び災害時の対応等について

(1) 児童の症状に急変が生じ、保育所長が緊急事態と判断した場合や、その他必要な場合には、主治医医療機関等に連絡を行い必要な措置を講じます。同時に、児童の保護者等に連絡を行います。また、保護者等へ連絡する前に児童を医療機関等に搬送し、受診又は治療が行われることがあります。なお、それに伴い生じた費用は保護者等の負担となります。

(2) 挿入物の事故抜去等の緊急時については、「医療的ケア指示書」（様式第７号）に基づき個別マニュアルに記載し、保護者の同意の上、それに沿って対応します。

(3) 災害時対策として、万が一保護者等が迎えに来られないことがある可能性を想定し、１日分の薬と食事（栄養剤）を持参してください（服薬や食事の配慮が必要な場合に限る。）。また、医療的ケアの使用物品もストックしておいてください。

６　情報の共有等について

(1) 医療的ケア児に対して安心安全な保育を提供するために、保護者から提出された申請内容等についてはつくば市医療的ケア児入所検討会議及び事務局、保育所長、保育士、看護師等で情報を共有します。また、必要に応じて、保護者同意の上、児童が利用する専門機関等（障害児通所支援事業者、障害児相談支援事業者、訪問看護ステーション等）と情報交換等を行い、つくば市医療的ケア児入所検討会議と情報を共有します。

(2) 緊急時の対応のために、市に提出された「医療的ケアに関する主治医の意見書」（様式第１号）、「医療的ケア指示書」（様式第７号）等の内容を主治医医療機関以外の医療機関及びつくば市消防本部に情報提供する場合があります。

(3) 医療的ケアが必要な児童の状況に関して、集団保育を実施する上で必要な事項については、ほかの児童の保護者との間で共有する場合があります。

７　その他

　上記１～６のほか、必要に応じ保育所との間で取り決めた事項を順守してください。

|  |
| --- |
| 　上記の各項目について同意します。 |
| 　　　　　　年　　月　　日 |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　保護者氏名：　　　　　　　　　　　　　　　 |